

「神奈川県建築物等における木材利用促進に関する方針」

（趣旨）

第1 県土の約4割を占める森林は、県土の保全や水源のかん養、生物多様性の保全など様々な公益的機能を有しており、県民生活にはなくてはならないものである。

しかしながら、戦後植林された県内のスギやヒノキの人工林は、木材として利用可能な時期を迎えつつあるが、外国材の輸入の増加や、それに伴う木材価格の低迷などにより、林業が不振となり手入れ不足による荒廃が懸念されてきた。

このため、県では平成9年から「水源の森林づくり事業」をスタートさせ、平成18年には「かながわ森林再生50年構想」を策定し、ダム上流等の公益上重要な森林については、公的管理・支援を推進し、また、林道から近く森林資源として活用可能な森林については、木材を有効活用することにより、持続的な森林管理を推進しているところである。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない等の特性を有している。

このような特性を持つ木材の利用を促進することは、健康で温もりのある快適な生活空間の形成や循環型社会の形成に貢献するだけでなく、脱炭素社会の実現にも資するものとして大いに期待されている。

こうした中、令和3年10月に「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」が、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「木材利用促進法」という。）に改正され、取組の対象が公共建築物から建築物全体へと拡大された。

これらを踏まえ、木材利用促進法第11条第1項の規定に基づき、県内における建築物等の整備において、積極的に県産木材をはじめとする木材の利用を促進するための方針を定めるとともに、県が行う公共建築物の整備において部局横断的な取組により先導的に県産木材による木造化、木質化を進め、木材の利用促進を図るためこの方針を策定する。

（用語の定義）

第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築物のほかベンチや外構施設、ガードレールなどの工作物を含む。
- (2) 備品 備品（机、いす、書棚等）のほか、消耗品（文房具等）も含む。
- (3) 建築物等 建築物及び備品を総称したものをいう。
- (4) 木造化 建築物の柱、はり、けた、小屋組み又は壁等の全部又は一部を木造とすることをいう。
- (5) 木質化 建築物の内装又は外装における木材利用及び備品における木材利用をいう。
- (6) 県産木材 神奈川県内で生産された素材並びに当該素材を材料とする製材品及び木製品をいい、主たるものを別表1に示す。
- (7) 品質認証材 品質認証材とは、次のものをいう。

ア 農林物資の規格化等に関する法律に基づく日本農林規格（JAS）の認証を受けた木材

イ かながわブランド県産木材品質認証制度の定める品質基準を満たした県産木材

ウ 他の地方公共団体において定める品質基準を満たした木材

（木材利用の意義）

第3 建築物等における木材利用については、次の意義を有することを踏まえて取り組む。

- （1）木材の利用を通じた森林の伐採、植林及び保育による木材の持続的生産の促進と森林の持つ公益的機能の維持及び増進への寄与
- （2）再生産可能な資源という木材の特性を生かした循環型社会の構築への貢献
- （3）調湿性に優れ、高い断熱性を有し、又は人に対するリラックス効果がある等、木材の特性を生かした快適な空間の創出
- （4）炭素固定機能を有し、加工及び輸送に必要なエネルギーが他の原料に比べて少ない等、木材の特性を生かした脱炭素社会の実現への貢献と環境への負荷の軽減

（県内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項）

第4 県内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項は次のとおりとする。

（1）公共建築物等

別表2に該当する公共建築物の整備においては、可能な限り木材を使用した方法を採用し、県産木材を使用するよう努める。

また、備品については、木材を原材料として使用した物の利用の促進を図る。

（2）民間建築物等

民間建築物等の整備においては、木材利用に関する情報提供等を通じて、可能な限り木材を使用した方法を採用し、県産木材を使用するよう促す。

（3）その他

建築物等の利用に適した木材の供給体制の整備、品質の確保、整備に必要な情報の提供を行う。

（県が整備する公共建築物等における木材利用の目標）

第5 県が整備する公共建築物等における木材利用の目標は次のとおりとする。

（1）公共建築物等

ア 公共建築物の木造化の推進

公共建築物については、別表3に掲げるものを除き、原則として木造化を図るものとする。ただし、建築基準法その他法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性能等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題等の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

イ 公共建築物等の木質化の推進

公共建築物等については、別表3により木造化ができない場合でも、積極的に木質化を推進する。

（2）木質バイオマス等の推進

公共建築物への暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

（3）公共建築物において利用する木材

県が行う公共建築物の整備において使用する木材は、別表4に掲げる場合を除き、概ね50%以上（体積換算）県産木材を使用するものとする。また、品質認証材も積極的に導入を図る。

（県内における木材の適切な供給の確保に関する基本的事項）

第6 県内における木材の適切な供給の確保に関する基本的事項は次のとおりとする。

（1）木材の適切な供給の確保

県は、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者の連携を促しつつ、林業・木材業等の生産性の向上や木材の安定生産の取組を支援し、安定供給体制の構築を図るものとする。

（2）木材の品質の確保

県は、木材利用者のニーズに応じた木材の製造と加工設備の導入を支援し、産地や品質が明らかな木材の供給体制の整備に取り組むものとする。

（3）木材生産に関する技術の開発

県は、木材製造業者その他の木材生産に携わるものと連携し、木材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るものとする。また、竹材についても利用にあたって課題を整理し、積極的な活用について検討を行う。

（4）木材利用者等への情報提供

県は、木材利用者のニーズに対応した高品質で適正な価格の木材の供給及び品質等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

（木材利用のPRの推進）

第7 県は、公共建築物等の木造化、木質化等の実施にあたり、木材利用のPR及び先進的技術等の普及に努める。

（市町村等への協力依頼）

第8 県は、市町村、県関係団体に対しても、本方針の趣旨を踏まえ、木材の利用促進について協力を依頼する。

（建築物木材利用促進協定制度の周知）

第9 県は、建築物等における木材利用の取組みが進展するよう、建築主となる事業者等に対し建築物木材利用促進協定制度の周知に努める。

（附則）

本指針は、平成17年4月1日から適用する。

本指針は、平成23年12月22日から適用する。

「公共施設の木造・木質化等に関する指針」は「神奈川県建築物等における木材利用促進に関する方針」に名称を変更する。

本方針は、令和4年4月1日から適用する。

本方針は、令和6年9月5日から適用する。

別表1 主な県産木材

素 材		丸太
製 材 品		板類、ひき割類、ひき角類
加 工 材		プレカット材、加工丸太等
合板		構造用合板、造作用合板等
木製品	内 装 材	床材、壁材、天井板、階段、手摺り等
	建 具 等	ドア、サッシ、障子等建具類
	家 具	机、椅子、テーブル、カウンター、棚、間仕切り、下駄箱等
	外 構	門扉、柵、塀、施設案内板、ベンチ、遊具、歩道敷材等
	土木用材	間伐材使用型枠、土木用丸太製品、工事中標示板等
	その他 木製品	食器、文房具、玩具等、原材料に県産木材を使用する製品

別表2 木材利用を促進すべき公共建築物

(1) 県又は市町村が整備する公共建築物

公共の用又は公用に供する建築物であって、広く県民一般の利用に供される建築物

	種別	具体例
県 又 は 市 町 村 が 整 備 す る 公 共 建 築 物	学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等
	社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保育所等
	保健・衛生施設	病院、診療所、保健福祉事務所等
	運動施設	体育館、水泳場等
	社会教育施設	図書館、美術館、公民館等
	都市・住宅施設	都市公園、公営住宅、職員住宅等
	行政施設	庁舎等
	公共工作物	公共土木工事、森林整備工事等における工作物
	その他県又は市町村が整備する 建築物	

(2) 県又は市町村以外の者が整備する(1)に準ずる公共建築物

広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物

	種別	具体例
県又は市町村以外の者が整備する公共建築物	学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等
	社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保育所等
	保健・衛生施設	病院、診療所等
	運動施設	体育館、水泳場等
	社会教育施設	図書館、美術館、青少年の家等
	公共工作物	ベンチ、外構施設等
	その他	公共交通機関の旅客施設、高速道路の休憩所等

別表3 建築物を木造化できない場合

- (1) 建築基準法等の法令、建築物の設置基準等により木造化ができない場合
- (2) 建築物の用途、安全性、維持管理等を考慮して木造化が困難と認められる場合
- (3) その他建築物の木造化が困難と認められる場合

別表4 県産木材の使用が困難な場合

- (1) 法令の規定等により県産木材の使用が困難な場合
- (2) 県産木材による供給が困難である場合
- (3) その他相当の理由により県産木材の使用が適当でない場合